

令和6年度第3回
札幌市景観審議会

会 議 録

日 時：2024年11月7日（木）午前9時30分開会
場 所：札幌市役所本庁舎 12階 1～3号会議室

目次

1. 開	会.....	- 2 -
2. 報	告.....	- 2 -
3. 議	事.....	- 6 -
4. 閉	会.....	- 33 -

1. 開 会

○事務局（地域計画課長） 本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま、委員14名中12名がおそろいでございます。札幌市景観条例施行規則第25条第3項の規定により、審議会成立の定足数を満たしておりますので、ただいまから令和6年度第3回札幌市景観審議会を開催させていただきます。

私は、事務局を担当しております札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課長の永井と申します。どうぞよろしく願いいたします。

最初に皆様にお知らせしておくがございます。

議事録作成のため、ご発言の際はマイクをご使用くださいますようお願いいたします。なお、マイクの本数に限りがありまして、一部、共有することになりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

本日の審議会について、会議の議題、出席者氏名、発言者等を記載しました議事録を作成し、公表いたしますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

次に、お手元の資料を確認させていただきます。

本日の各委員のお席には配付資料1の会議次第、配付資料2の座席表、配付資料3の委員名簿、報告資料として景観プレ・アドバイスの実施について、議事資料として札幌市景観計画の改定についてです。

以上になりますが、不足のものはございませんでしょうか。

なお、愛甲委員と渡部委員からは欠席の旨のご連絡をいただいております。

それでは、審議に移ります。

これ以降の進行につきましては小澤会長をお願いいたしますけれども、この後の場内の録音、録画、写真撮影はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

それでは、小澤会長、どうぞよろしく願いいたします。

2. 報 告

○小澤会長 おはようございます。会長の小澤でございます。

このような悪天候の中、午前からお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。本日もどうぞよろしく願いいたします。

お手元の会議次第にございますように、本日は報告事項が1件、議事事項が1件ございます。

まず、会議次第2の報告事項から始めたいと思います。

報告事項の景観プレ・アドバイスの実施について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（景観係長） 地域計画課の青木です。

それでは、今年度実施いたしました景観プレ・アドバイスにつきましてご報告いたします。

報告資料1をご覧ください。

案件は、（仮称）大通西4丁目地区第一種市街地再開発事業の設計段階になります。

景観プレ・アドバイスについては前回もご報告しておりますが、簡単に制度概要をご説明いたしますと、届出対象となる建築物等のうち、さらに規模の大きいものなどについて計画のかなり早い段階で市長が検討を深めてほしい事柄などについて助言するという制度になっておりまして、助言に当たり、景観審議会景観アドバイス部会の委員の皆様と事業者が意見交換するものになります。本件のような都市計画決定を受ける案件につきましては、都市計画審議会に付議する前と後の2回、助言を実施いたします。本日は、この案件について2回目を実施したという報告になります。

この計画は、敷地面積が約5,030平米、延べ面積が約9万9,600平米の建築物の新築で、低層部分が商業施設、その上がオフィスとホテルの計画になります。

令和4年に構想段階の景観プレ・アドバイスを実施いたしまして、同年に第一種市街地再開発事業等の決定等を告示、今年の7月8日に開催しました第1回景観アドバイス部会にて意見交換を実施しまして、7月24日に助言を通知しているところでございます。

1枚目の資料の右側から2枚目の左側にかけては、提出された資料のコンセプト部分を抜粋した内容となっております。遠景コンセプトは柔らかい癒やしのランドマーク、中景コンセプトは周辺と調和するデザイン、近景コンセプトは連続性を感じる空間としております。

低層部の吹き抜けと、低層屋上部分がオープンスペースとなっております。緑化等を行う計画となっております。また、外装はカーテンウォールとする計画です。

2枚目の右側からは、景観アドバイス部会での事業者と委員との意見交換の概要を記載しております。例えば、3枚目に1階部分の平面図を載せておりますが、図面右上の北東コーナー部分は通りからよく見える場所であることから、このスペースについて大切に検討いただくとよい、積雪や高緯度であることを積極的に考えたデザインにチャレンジすると個性につながるのではないかと期待しているが、下から動きが見えるようにするとさらによいのではないかと、西側の通りの裏側感が出ないように植栽等を工夫してはどうかなどのお話がありました。

お手元の議事概要は、本件の助言とそれに対する回答と併せまして10月末に公開しております。

ご報告は以上になります。

○小澤会長 これは報告事項でございますけれども、皆様からご確認されたい点はございますでしょうか。

○森（朋）委員 私は景観アドバイス部会の委員ではないので、一つ確認させていただきたいことがございます。

これから大通の眺望景観についてのいろいろな議論が続くと思うのですが、資料にそういったパースが載っていないことが気になりました。それは、事業者からご提出が

あったけれども、載せていないのか、その辺をお伺いしたいと思います。

また、眺望景観に関して、1回目が2年前ということで進捗や配慮をいただいたことなどがあつたら教えていただきたいと思いました。

以上の2点です。よろしくお願いします。

○事務局（景観係長） ご質問ありがとうございます。

それでは、2点ご回答させていただきます。

まず、1点目のパースですが、公表資料としては、全体の外観を載せる形にしているので掲載しておりませんが、景観アドバイス部会の資料としましてはテレビ塔を視点場として山の方向を見たパースも提出されております。

2点目の配慮については、眺望に対して、当初も今回もボリュームは事業上必要になるものですから、その上でどのような配慮ができるかという点でご検討いただいております。当初の計画段階では、頂部を少し工夫することによって山並みとの調和を図る計画でしたのでけれども、その後、事業の検討が進みまして、今回の設計段階では、山並みへ柔らかに調和するような形を目指して、頂部のところの透明度を上げることで調和を図るという方向で検討されております。

○森（朋）委員 私は部会員ではないですが、そこは気になる場所です。省かれたということではありましたが、市民の皆さんも、どういうふうに眺望が変わるのかということは関心事の一つかと思っておりますので、次回以降、そのあたりを載せていただいて、今後もそういった意味でのご議論をしていただきたいと思います。

○小澤会長 森（朋）委員、ご意見をありがとうございます。

事務局、今の点についてはよろしいでしょうか。

○事務局（景観係長） 次回以降、このような視点場に関わるものがありましたら、市民の皆様にも分かりやすくなるように公表用資料を作成していきたいと思っております。ありがとうございます。

○小澤会長 ほかにございませんでしょうか。

○笠間委員 ここで時間を使うことはあまり想定していないでしょうけれども、私も森（朋）委員と同じ意見です。

先ほどあつたように、これが1枚資料で公開されるのだとすると、大通と駅前通は札幌市を代表する二つの軸のはずなのに、そこからのパースがないというのは、議論を避けているという印象を持たれるだろうと思っております。そういう意味では、この資料の作り方はもうちょっと配慮が必要だったのではないかと思います。

その上で、もう一点確認ですけれども、後ろのほうの議論では建物のボリュームとか眺望という話はないですが、それは1回目で整理されていたという考え方でいいのか、それとも、そこは都市計画審議会も通っているからあまり議論をしないようにしたということなのか、確認させてください。後ろの議事の概要を見てみると、建物のボリュームの話には一切触れていないようです。

○事務局（景観係長） 第1回目と第2回目の議論についてですけれども、笠間委員がおっしゃるとおり、第2回目の議論のときには既に都市計画決定を受けておりました、建物のボリューム感や壁面後退の距離が既に定まった状態で委員の皆様にお示しした上で、何ができるかというところを意見交換させていただくところになるので、ご意見をいただいている概要についても、それが前提のご意見という形になっております。

○小澤会長 田川委員、お願いいたします。

○田川委員 疑問が残るような形はあまりよくないと思いますので、発言させていただきます。

私は2回目からプレ・アドバイスに参加させていただきまして、全体のボリュームや事業計画に関わるところは既に都市計画審議会等で決定されていますので、そこを2回目のプレ・アドバイスで切り込むことはできないのですが、とはいえ、この全体ボリュームを大通という重要な場所ではどう扱うのかに関しては、1回目、2回目を通して関心事としてあったということはお伝えできるかと思います。

その上で、外装とか頂部とか低層部の基壇と上部との関係性についてかなり突っ込んだ話をしておりますが、必ずしも1回目のときに持ち越した課題が2回目のプレ・アドバイスのときに全て消化されて出てきたものではないというある種の懸念もきちんとお伝えしていると思います。そこは細部で検討していただくということで、場所が場所だけに比較的強い調子で2回目の景観アドバイス部会に臨んでおります。

また、景観という外観というふうにする市民が多いかと思いますが、ここは大通から内部のアトリウムを経て屋上庭園につながるということで、ここ自体がパブリックなもので、言わば内なる外部空間ですから、かなり議論が集中していました。そこについても議事録で読み取っていただければと思います。

最後に、外周の樹木や、市民が憩う場所についてのランドスケープ的なきめ細かなアドバイスがありましたので、それが事業者様にきちんと受け取られて実現するならば、今後の中心市街地の開発の足元周りの一つのモデルになるのではないかと期待しているところです。

○小澤会長 今、新旧アドバイス部会の委員である2人からコメントがございましたけれども、今の内容を事業者に伝えていくということはできますか。

○事務局（景観係長） 届出協議はまだございますので、可能です。

○小澤会長 また、前半のお話は、景観行政やアドバイス部会の裁量にもよってくると思うのですが、今の都市計画法との立てつけでいきますと、高層化するというところ自体に踏み込めないということがございますが、ある意味、景観審議会で今のようなご意見が出るというのは非常に健全なことだと思いますので、そういう意見が出ているということをごひしかり受け止めていただいて、今後の行政に生かしていただきたいと思います。

本日お聞きしていて、難しいところを市民に公開するようなことをこれから検討されて

もいいのではないかと改めて思いましたので、そこのご検討もよろしくお願いいたします。

○事務局（地域計画課長）　そういう方向で努めてまいりたいと思います。

○小澤会長　よろしくお願ひいたします。

それでは、本日は景観計画がメインの議題でございますので、そちらに移ってよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

3. 議 事

○小澤会長　それでは、会議次第3の議事事項、札幌市景観計画の改定についてに移りたいと思います。

今回、項目が幾つかございますので、前半と後半の二つに分けて説明と質問の時間を取りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（景観係長）　それでは、景観計画の改定についてご説明いたします。

4の夜景の部分までと5以降に分けさせていただきます。

最初に、4の夜景までご説明いたします。

資料の右上にページ番号を振っております。配付させていただいた議事資料と同じ内容のパワーポイント表示いたしますので、見やすいほうをご覧ください。

なお、このうち、5の広告物に関する資料については、写真の部分は委員の皆様の資料のみに掲載しております。パワーポイントも白抜きで表示いたしますので、該当部分は紙資料をご覧くださいと思います。

ご説明が遅れましたが、事前にお送りしましたデータの資料から少し語句修正だけ入りましたけれども、基本の中身は変わっておりませんので、事前送付資料にメモ等をされている皆様におかれましては、そちらをご覧くださいでも大丈夫だと思います。

それでは、0番からご説明させていただきます。

本日の議事資料の構成でございますが、1、振り返り、2、全体の改定の方向性と本日の審議事項について、続いて、3から5番目が本日のメインの審議事項である夜間景観、広告物、色について、その後ろに夜間景観、広告物の参考資料を添付しております。下に、今年度の審議予定を表示しております。

続きまして、1-01をご覧ください。

第2回の審議会では、景観構造とゾーン、眺望の取組についてご説明いたしました。いただいたご意見の概要を1-01から1-03にかけて記載しています。

1-03には、第1回審議会でのご意見のうち、今回の議題の関係分も記載しています。

本日の議題に関わる箇所を幾つかご紹介いたします。1-01の景観構造の1から3行目ですけれども、整理によって新しい視点があることが大切である、超長期的に大切に部分と、ある程度短いスパンで検討を重ねる視点という分け方もよいのではないかと、

各項目について具体性を上げたほうが良いなどのご意見をいただいているところでございます。土台になる部分と変化していく部分を可視化したという整理で進めていきたいと考えておりまして、また、用語についてもご意見いただいておりますので、整理をしているところでございます。追って説明させていただきます。

また、1-02になりますが、ゾーンの部分については、ゾーンの考え方についてのご質問がありましたので、こちらもご説明いたします。

続きまして、1-03になります。

第1回目の審議会のご意見ですが、夜間景観に関するご意見と屋外広告物に関するご意見をいただいております、本日の議題に関する部分ですので掲載しております。

そのほかのご意見につきましては、ご覧のとおりとなっております。

次のページの2-00をご覧ください。

改定の方向性と本日の審議事項でございます。

青ダイヤで「今回」と記載している部分が今回の審議事項になりまして、白ダイヤで「2回」と書いてある部分は、前回の審議会にて議題にしたところですが、ご意見を受けて修正した部分はこの後にご説明いたします。

分かりやすい表現とするために、前回まで「景観特性」としていたところは「景観の特徴」に、「景観構造」としていたところは「景観の捉え方」に置き換えております。まずは、「2回」と書いたところのうち、修正した箇所のご説明になります。

3-01をご覧ください。

景観の特徴の整理です。

小項目の数や名称などについて修正しております。

続きまして、3-02をご覧ください。

再整理することによる新たな視点というご質問もいただいているところですが、景観の特徴に当たっての分類は、変化の流れ、時間を加味して整理することによって、札幌の景観の土台として大切にしていける特徴と、状況に合わせて変化を重ねていく特徴に分けて整理されたところが新たな視点になると考えております。

3-03をご覧ください。

各分類の整理の方向についてでございます。

まず、活動・営みですが、現行計画の文化・ライフスタイルに含まれている文化芸術などを小項目としまして、札幌らしい景観の特徴を記載する方向とすることを考えております。

街並みについては、インフラ側面が強い公園緑地等と建築物等が該当する部分で、表現のみ整理しております。

続いて、3-04の都市の成り立ちですが、現計画の都市と人の一部分をこちらに整理しております。計画的につくられた都市の特徴が残されていることや産業遺構などを記載する方向で考えております。

地形・自然ですけれども、札幌の景観の土台となっている景観の特徴をこちらに整理いたします。これらの表現については、具体の記載を考えていく中で必要に応じて修正することも想定しております。

続いて、3-05をご覧ください。

景観の特徴とゾーンの考え方についてです。

今回のゾーン設定は、大規模建築物等の誘導のための設定になりますので、地形と建築物等に着目し、その形態や規模に関する都市計画から導くことといたしました。この線引きについては、少し山側を大きくするというご意見もいただいておりますので、参考にしながら、現在検討を進めているところでございます。

それぞれの基準についてはゾーンごとに設定いたしますが、同じゾーンの中でも場所ごとの特徴を捉えた誘導ができるよう、基準の表現を検討してまいります。

3の説明は以上です。

続いて、4の説明をさせていただきます。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 地域計画課の伊藤と申します。

夜間景観について説明をさせていただきます。

資料の4-01をご覧ください。

こちらは第1回審議会で提示した内容のおさらいになりますが、夜間景観の誘導について、今回の改定で検討していきたいと考えたところです。

4-02をご覧ください。

現行の夜間景観に関する記載についてです。

景観形成基準といたしましては、全市基準に温かみのある光環境を基本とすること、場所の特性に応じた照明による演出を行うことなどの記載がございます。また、各景観計画重点区域の基準には、夜間の景観にも配慮すること、昼とは異なる魅力的な夜間景観を計画するよう努めることなどの記述がございます。

次に、4-03をご覧ください。

夜間景観の目指す方向性についてです。

本市の夜景は既に高い評価を受けていること、夜景の誘導の方向性は保全と創出に大きく分けられますが、夜景は、今あるものを守ることにはなじまず、より魅力的にしていくという方向性が望ましいことから、高い評価を得ている札幌の夜間景観をさらに魅力的にしていくための取組を進めるという方向性で進めていきたいと考えております。

次に、4-04をご覧ください。

4-04と4-05で夜間景観の特徴を整理するため、類型についての検討を行っております。

夜間景観の取組を検討するに当たっては、本市の夜景が持つ札幌らしさを踏まえて、それをより強化するという視点が大切であると考えられることから、①、②の2点で検討を行いました。

①について、本市の夜景は日本新三大夜景に選定されており、その特徴である藻岩山をはじめ、様々な高さから俯瞰夜景を楽しめる視点場が多いこと、日本三大イルミネーションにも認定されたホワイトイルミネーションがあること、雪まつりやピアガーデンなど、夜間イベントが豊富であることなどから、見晴らし夜景、イベント夜景に特徴があると考えました。

次に、4-05をご覧ください。

②、前回ご審議いただきました眺望景観の視点場より、夜間景観として視点場に適さないものなどを除き、類型として整理を行い、見晴らし夜景、見通し夜景、イベント夜景に特徴があると考えました。

以上、①、②の検討より、見晴らし夜景、見通し夜景、イベント夜景の3類型について特徴を整理することといたしました。

4-06をご覧ください。

見晴らし夜景についての特徴の整理と考えられる誘導の方向性についてです。

特徴として、視点場と視対象の距離が近く視認性が高いこと、特徴的なランドマークなどの印象は強くはなく、フラットな夜景が一面に広がること、光量は多くはなく落ち着いた街並みの印象があること、格子状街路や直線的な道路が際立っていることなどが挙げられることから、誘導の方向性として、温かみのある光環境を基本とし、場所の特性に応じた照明による演出を行うことにより、夜間景観全体の魅力向上を図る、グレアとなるまぶしく不快な光など阻害要因となる照明等の抑制を促すことにより、落ち着いた夜間景観の形成を図る、街路灯の統一感など公共施設の照明の一定の配慮により、特徴的な格子状街路や直線的な道路を際立たせるよう誘導を図るなどが考えられます。

次に、4-07をご覧ください。

見通し夜景についての特徴の整理と考えられる誘導の方向性についてです。

特徴として、格子状街路の直線的な道路により、見通しがよく奥行きのある景観となっていること、格子状街路は均質で単調な街並み景観になりがちであること、大通、駅前通、北3条広場などは、都心部の主要な見通し景観となっていることなどが挙げられることから、誘導の方向性として、都心部の夜間景観を際立たせ、歩いて楽しい夜間景観の形成を図る、アイストップとなる街区の角、ランドマークとなる建築物の照明計画の工夫、ライトアップの推進、建築物低層部のショーウインドウ、内部照明等の色温度を低く温かみのある光とし、連続性を持たせるよう誘導を図るなどが考えられます。

また、特色のあるエリアについては、場所の特性に応じた照明の演出を行うこととし、例としてすすきのエリアを挙げさせていただいております。

次に、4-08をご覧ください。

イベント夜景についての特徴の整理と考えられる誘導の方向性についてです。

特徴として、四季の変化が明瞭であることが札幌の特徴であり、同じ場所でも春、夏、秋、冬と季節により異なる表情が楽しめること、雪面に反射する照明の効果などにより、

雪と照明の相乗効果が期待できることなどが挙げられることから、誘導の方向性として、四季の変化に応じたイベントやライトアップを行うことによる夜間景観の演出の推進、地域の特性に着目したイベントやライトアップの推進などが考えられます。

4-09をご覧ください。

施策の方向性についてです。

具体的な基準や制度の詳細検討につきましては、令和7年度に実施する予定としております。

今まで挙げさせていただきました考えられる誘導の方向性から想定される施策を検討いたしました。

景観配慮・創出に関しましては、景観形成基準による誘導として、全市基準の場所の特性に応じた照明による演出を行うことなどの基準に、阻害要因となる照明の抑制についての内容を追加すること、都心のゾーン基準に建築物の形態、照明計画についての内容を盛り込むことを想定しております。また、基準を補完するものとして、都心を中心とした創出の考え方などを示す夜間景観ガイドラインの策定を検討してまいります。

公共施設につきましては、公共施設用のガイドラインで誘導を図ることを想定しております。

普及啓発に関しましては、景観の種々の取組の中で夜間景観を募集し、活用促進景観資源として登録された夜間景観をホームページなどで周知していくこと、また、イベント支援として夜間景観イベントやライトアップ等の支援を行っていくことを想定しております。

ページが戻りますが、4-04をご覧ください。

様々な高さから俯瞰夜景が楽しめる視点場や夜間イベントの参考として、市で紹介している代表的な夜景スポットやイベントを載せさせていただいております。

こちらは、観光部局のホームページで紹介しているものです。

夜間景観の取組を進めるに当たりましては、関係部局とも情報共有、連携を図りながら進めていきたいと考えております。

次に、参考資料についても簡単に説明をさせていただきます。

参考の1をご覧ください。

1から4につきましては、前回の審議会でご審議いただきました眺望の視点場について夜間景観の観点から整理を行ったものです。

次に、参考の5から18につきましては、眺望で挙げさせていただきました視点場の夜間についての調査、特徴について整理したものになります。

参考の19から23につきましては、参考として他都市の夜間景観のガイドラインを載せさせていただきました。

参考の19、20は北九州市小倉都心地区夜間景観ガイドライン、参考の21から23は熊本市の光のマスタープランについてです。

参考の21、熊本市光のマスタープランでは、三つの大切な光、「活（いかす）」「迎

(むかえる)」「結(むすぶ)」をコンセプトとし、15の地域拠点の特徴や拠点間のつながりを表出し、三つの大切な光を紡ぐことで熊本の特性が魅力的に伝わるまちを目指すとしております。

また、参考の22、の光の基本仕様として、景観スケールに応じた光の組み合わせ方を提案しており、高さの低いヒューマンスケールでは温かみのある低い色温度の光、ストリートスケール、シティースケールと高さが高くなるごとに白く高い色温度の光を推奨するなど、スケールに応じて色温度に変化をつけ、街並みの特徴やつながりを際立たせるよう誘導しております。高さによる誘導する色温度の使い分けなど参考にしていきたいと考えているところです。

また、参考の23、景観タイプごとのケーススタディーなども紹介されております。そのうち、公園緑地では星空が楽しめるよう自然環境や生態系に配慮することなどの内容が盛り込まれており、ダークスカイの扱いとしても参考にしていきたいと考えているところです。

夜間景観についての説明は以上となります。

○小澤会長 ご説明をありがとうございました。

前半として、1から3で振り返り、2で改定の方向性と本日の審議事項、3で景観構造、4で夜間景観ということで特出しして説明していただきました。

ここまでで委員の皆様のご質問、ご意見等をお伺いしたいと思います。

まず、私から一つだけ確認ですが、3の景観構造についてです。

2-00の左のところに、景観の構造ではなくて、景観の捉え方という認識の仕方であるというお話をいただいたと思います。

ただ、2の項目は景観構造等についてというタイトルが3-01以降に出ているのですが、構造という言葉を残しながら議論していくということなのか、そこも捉え方ということで考えていけばいいのか、その確認をさせていただきたいと思いました。

○事務局(景観係長) 資料が統一されておらず、申し訳ございません。

タイトルは「構造」のままになっておりますけれども、今後は「捉え方」として進めさせていただきたいと思います。この後、景観構造となっているところは読み替えて進めさせていただきます。

○小澤会長 私も「捉え方」でいいと思っております、「構造」というと、非常にご専門的といいますか、様々な要因が入ってきますし、いろいろな見方が出てきますので、一般の市民にも分かりやすいように「捉え方」として、この景観計画でどこまで扱っていくのかという考え方のほうがより分かりやすくなると思います。今回はあえて言葉を置き換えようという理解でよろしいですね。

○事務局(景観係長) 会長のご推察のとおりでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○小澤会長 私からの確認は以上ですので、ここから皆様のご意見を伺いしていきたい

と思いますが、いかがでしょうか。

○森（傑）委員 まず、説明をいただいた3までのところは、先ほど小澤会長がおっしゃられたとおり、分かりやすくなったと思っています。用語の使い方や整理の仕方については分かりやすくなったと思っています。

今回、3-05、ゾーンの設定基準に関してはまだ明確に決まっていないという認識でいいのかということをもまず確認させていただいて、その後、もう少しコメントさせていただきます。

○事務局（景観係長） ゾーンの基準につきましてはこれからの検討となっております、具体的なところまで落とすのは、恐らく来年度になるかと思っています。

○森（傑）委員 4の夜間景観について、非常に興味深く、面白い題材だと思っています。

そのときに一番気になったのは、夜間景観の話になった途端に3までの話が全て吹っ飛んでいるような気がするのです。つながりが分からなくて、夜間だけ別物として書いているような感じがします。

先ほど「構造」が「捉え方」になったという認識でいいと思うのですがけれども、4-06のところ、今回、見晴らし夜景と見通し夜景とイベント夜景という三つも分かりやすく結構かと思っています。そして、捉え方とリンクさせて、3-04の地形から都市の成り立ち、街並み、活動でいくと、特に見晴らしというのは、地形・自然、成り立ちプラス街並みぐらいがメインになってくると思うのです。続いて、見通し夜景に関しては、近景にすごく近くなってくるので、街並みと活動みたいな話になってきて、最後のイベントというのは、メインとしては活動になってくると思います。

これは全体としての景観計画なので、最初に整理した概念とそれぞれがリンクするのが大事だと思います。それぞれに誘導の方向性や施策のことを語られていると思うのですがけれども、誘導の方向性、施策も含めて3までで言っていた捉え方を踏まえた書き方にしていくということですね。

一番単純にいくと、地形・自然が見晴らしに効いてくるということなので、地形・自然に着目した形でいくと、こういう誘導の方向性がある、だからこういう施策である、そのつながりをもう少し意識していただくと、取ってつけたような章にならなくていいと思いますので、ご検討いただければと思います。

意見です。

○事務局（景観まちづくり担当係長） ご意見をいただきましたとおり、前回からご議論いただいている内容とつながりを持たせられるような、誘導の方向性、施策の書き方を検討していきたいと思っています。

○小澤会長 この後の議論にはなってくるのですがけれども、夜間だけではなくて広告の話も同じですね。何か特出しをするときに、それが前半部分とつながっていないと分かりづらと思います。

ほかにもいかがでしょうか。

○池ノ上委員 まず、資料3-01で景観の特徴の整理をしていますが、新しい景観計画における景観の特徴の整理ということで分かりやすいと思っています。

その上で、これで十分なのかというところを見ていたところ、一番下に地形・自然というここに都市ができる根底にあるものが置かれていて、都市がその中でどう造られてきたかという時間軸の話があって、現状の街並みがあって、その上に人の活動や営みがあるという理解だと思うのですが、そう考えたときに、人の営み、活動の中に文化芸術とか四季折々のイベントというのがこの後も出てくるので、いいと思います。

ただ、札幌市としてはDXとかGXが掲げられていますが、街並みの中に、150年の営みの中で自然と地形と対話しながらつくり上げられてきたものとは違うGX、壁面緑化のようなものが出てくる可能性があります。あるいは、これは広告、看板のところに関わってくると思うのですが、デジタルを駆使した看板や、ドローンも含めて動く広告物も出てくると思いますが、そのあたりをどう捉えるのかという視点がどこなのか、もし入っているのであれば教えてください。

ついでにもう一つ質問させていただきたいのですが、夜間景観で三つに分けられていて、例えば資料の4-06です。見晴らし夜景について書かれていて、現状、こんな特徴なのだろうと思うのですが、この特徴が現状とイコールなのかどうかです。札幌の見晴らし夜景はそもそもこれが原形だと言えるのかというところを教えてください。

函館であれば、LED化が進んで、特に住宅はカーテンを閉めたり、開口部をあまり大きく開けなくなっています。もちろん、人口減少が進んでいるということもあるのですが、光の質が変わったり、光量が変わったりということが問題視されていて、結果的に道路の街灯しか目立たなくなっているのです。それを開発局が頑張って、何とか函館の夜景を守るために輪郭だけでも残そうという活動をされています。

ですから、函館では、見晴らし夜景の中で人の営みとか生活の中で生まれてくる光が見られなくなってきていて、結果的に街路に関する光しか残っていないと言われています。

札幌は、格子状の都市であるので、それが見えているということが特徴なのだろうと思うのですが、果たしてそれでいいのか。

あるいは、見に行く側の気持ちになったときに、規律性のある夜景を見たときに、おお、すばらしいと思うのか、あるいは、100万ドルの夜景というぐらいなので、そこに多様性といいますか、いろいろな人がいろいろな表情で暮らしているのだろうな、いろいろな活動をされているのだろうなということを感じるほうが見晴らし夜景の魅力になるのではないかと思います。この特徴の書き方でいいのかという疑問を持ちました。

また、4-07と4-08で見通し（ビスタ）夜景とイベント夜景というのは、現状の特徴から、こんなふうには人の動線をつくっていききたいのだ、あるいは人を集めたいのだということが先に出ている気がします。もちろん、つくる景観があってもいいと思うのですが、先ほどの景観の捉え方の中で描かれていたように、人の営みの結果、つくり出されてきた景観というほうが特徴を感じると思いますし、原形をしっかり示すことがで

きて、自分たちは何を指していけばいいのかというところが分かりやすいと思います。

この並びですと、ちょっと次元が違うけれども、人を誘導したい、動線をつくりたいというのは、夜間のライトアップイベントはあるので、それをどう表現するのがいいかという悩みも含めての質問です。

○小澤会長 ご指摘をありがとうございます。

前半と後半があったと思うのですけれども、前半は3-01の全体の特性の整理ですね。グリーントランスフォーメーションなどの新しい動きも含めてどうお考えなのか、事務局からご説明いただけますか。

○事務局（景観係長） 今後の新しい取組のDXやGXの関係について、建物をこうしていこうという皆に守ってもらうルールのような捉え方をすると、恐らく街並みのところに分類されると思います。短いスパンで活動されるようなものについては活動・営みのところにあると思っていて、それがさらに成長していったら、根づいた後は都市の成り立ちにおいていくということになると思われま。

今後、整理していく上で、変更があり得ますが、現段階では街並みのところに何かしらの記載をしていくことになるのではないかと考えています。

○小澤会長 今のお話を伺って思ったのは、私も全部をチェックしているわけではないですが、例えば、グリーントランスフォーメーションとか、市の大きな方針として位置づけられていることがあって、それが具体的な計画やビジョン的で書かれていて、それに景観計画が呼応していかなくはないという類いのものと、そういうものではないけれども、今のグローバルな視点で見たときに、こういう社会的な動向、傾向があるので、それを市民に共有して啓発していく意味でここは景観計画にのせるべきだろうという二つの違いがあると思うのです。確かに、その整理は今まで議論していなかったと思うのですが、これについてコメントがありましたらお願いします。

○事務局（地域計画課長） 今のDX、GXのお話は、会長と池ノ上委員がおっしゃられたとおり、社会情勢の変化や、今、上位計画のマスタープランも見直しをしているところでもあり、それぞれの流れと整合性を図って景観計画も見直していくという前提があります。当初、我々としてもその辺を捉えていこうという大前提がありましたので、それぞれのテーマごとに深掘りしていく中でそれが見えにくくなったと、ちょっと反省しているところではあります。

例えば、3-01で言うと、当初、左側の人（暮らし）の中に都市機能・産業とあったので、都市機能というところでGXやDXは読みやすかったのですが、それを右に再整理した中でちょっと見えにくくなってきています。その辺はしっかりと整理し直して、表現や内容、どこの章でどういう語りをしていくかということについて今後検討してまいりたいと思います。

○小澤会長 池ノ上委員、前半のところは以上のご回答になると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○池ノ上委員 まさに都市機能・産業のところに相当するものが十分に入っていないさそう
ですね。

○小澤会長 では、後半のご質問の夜間景観につきましてはいかがでしょうか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 前半部分の見晴らし夜景の質問についてですけれど、高い評価を受けている函館の夜景の中では、人口減少の結果、明かりが少なくなり函館の夜景の魅力が変わってきているという資料なども拝見させていただいております。

札幌の夜間景観につきましても、人口減少などの影響により郊外においては光量が少なくなってきたという影響が出てきていることも考えられますが、札幌の夜景は、明かりが一面に広がっているという特徴を持っておりますので、まだそこまで大きく影響を受けているとは感じておりませんでした。ただ、今後、光量変化などの影響につきましては引き続き検討を続けていかなければならないと思います。

また、一面フラットに広がる光の中に格子状の街路や直線道路が際立って見えるという札幌ならではの特徴は今後も、関係部局と協議を進め守っていきたいと考えております。

後半部分の見通し夜景についてですけれども、にぎわいを創出するという観点からの施策になっているところもあるかと思えます。札幌駅前通などのメインストリートでも、新しい建物では低層部のにぎわいが感じられる、魅力的な夜間景観が創出されているところもあるのですが、現状は明りが途切れ、途切れになっているため、それが繋がっていくことによって夜間景観の通りとしての魅力を創出していきたいというものになります。

○小澤会長 今、ご回答をいただきましたけれども、池ノ上委員、いかがでしょうか。

○池ノ上委員 誘導の方向性をどう書くかというのはあるとは思いますが、特徴をどこかで描いておくのかというところが難しいなと思って、特に、イベント夜景は特徴と言えるのかどうかみたいなことがあると思っています。もしかしたら、定山溪の雪灯路も続けるのか続けないのかみたいなこととかの議論はあると思いますので、これを特徴だと言ってしまうのかどうかです。もちろん、新しいことをやることは別に止める必要はないと思うのです。

○小澤会長 恐らく、4-03のところにも書いてあるのですけれども、高い評価を得ている札幌の夜間景観をさらに魅力的にしていくための取組を進めるということで、その上の文章で、夜景は今あるものを守ることになじまず、より魅力的にしていくという方向性が望ましいとありますけれども、ここが曖昧に感じます。どこまで評価をして、どういうふうに誘導していけるのか、その辺をもう少し踏み込んで語られてもいいというのを、今、やり取りをお聞きして思ったのですけれども、池ノ上委員、そういった理解で…

○池ノ上委員 すみません。答えを持たないまま質問したので申し訳ないです。

○千葉委員 今の夜間景観についての意見というより質問ですけれども、これから光を魅力的にしていくという中には、グレアに対してのNGな対応とか、そういった規制的なことも重要かと思えます。例えば、ヨーロッパでは輝度制限法という厳しい法律があって、

まち並みをそろえていくために輝度の設定をエリアによってはっきりさせているのです。今の資料の状態では、抽象的な話のほうが大きく広がると思うのですけれども、ある程度数値的なことも想定しながらつくっていったほうがいいと思いました。

例えば、グレアに関しては、評価基準を数値化されているものがあるので、それはエリアによってある程度表記したほうがいいと思います。九州の資料では、随分と細かく、各エリアによって分かりやすく表現されていると思うのですけれども、この後に広告のところでも出てきますが、デジタルサイネージに対しても輝度の規制は今のうちに想定しておいたほうがいいかと思います。光の制限も輝度だけではなくて速度的なことや、あとは光の種類ですね。イベントのイルミネーションは、LEDが出始めの頃は本当にカラフルなものがいろいろと出ていまして、札幌市内の中にも北国に似つかわしくない色味のLEDがとても多かったです。最近は充実していて、意識が随分向いてきたと思います。温かみのあるシャンパンゴールドや電球色のLEDが中心になってきて、札幌市はとても品のいいイルミネーションが増えてきた印象があります。これをもっと推奨して、ブルー系はできるだけ使わないような、NGなこともうたっていったほうが雪国らしさを表現できると思っています。このあたりは、抽象的ではなくて、少し数値化したものも入れていただけたらなと思いました。

○小澤会長 大変具体的なご意見かと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 資料の中では、阻害要因の例として、グレアとなるような強い光という書き方をしております。

グレアの考え方や数値基準につきましては、九州などのガイドラインも参考にさせていただいております。

この後、基準の解説や、その先に夜間景観のガイドラインの策定を検討しておりますので、その中で推奨値なども含め示していけるように検討しております。

○小澤会長 一つ確認ですけれども、これはあくまでも誘導ということで考えるべきなのでしょうか。熊本ではマスタープランという形になっていきますけれども、規制という方向で設けるのか、あくまでも誘導という形で行うのか、そのあたりもお聞かせ願えればと思います。

○事務局（景観まちづくり担当係長） ガイドラインでは、あくまでも誘導ということをご想定しております。夜間景観には規制はなじまないところがありますので、数値についても好ましい数値を参考として示すなど検討していきたいと思っております。

○事務局（地域計画課長） これまで出たご意見も含めて補足をいたします。

我々もこれを検討している中で悩ましいところがありました。九州では、九州圏内で都市をまたいでマスタープランをつくり、みんなでコントロールをしていこうという事例はあるのですが、札幌市においては、札幌の景観はこうあるべきというのを押し出して、それを目指していろいろコントロールしていくところまでやろうとは思っていません。

小澤会長がおっしゃったように、我々は景観法の届出制度の中で各建物なり公共施設も

含めて誘導しているので、夜間景観という切り口の中でできることは何だろうという目線で考えていこうと思っております。

中には、照明の話だったり、広告の話も今おっしゃっていただいたようなデジタルサイネージで、今のうちに歯止めをかけていかなければいけないところはあるよねというところを盛り込みながらという目線が根底にはあると思っています。一方で、景観計画として打ち出すに当たっての札幌らしさみたいなものも夜間景観上で語っていければということで、今回お出ししているように、特徴めいたところをみんなに知ってもらおうという目線もあっていいと思いながら資料をまとめました。

夜間景観の検討につきましては、景観アドバイザーの方も入れさせていただいているのですが、今、夜景観光コンベンション・ビューローという一般社団法人が新三大夜景を運営しているいろいろと決めているのですけれども、同じビューローで夜景観光士という資格制度を持って活動されている方々がいらっしゃいます。

具体的には、廣田大さんという方にアドバイスをいただいております。観光部局にも携わっているのですが、その方に札幌の特徴を聞いた中では、ビューローで言っていることそのものもそうなのですが、藻岩山からの眺め一つとっても、池ノ上委員のご指摘のとおり、昔と比べて色の質も変わってきているというお話がありました。その方いわく、景観そのものもそうですが、夜間景観は都市の活動の中での生き物なので、変わっていくものであると。ですから、何かを決めて守っていかなければいけないというのは、都市の特徴や場所によってはあるのかもしれませんが、こうあるべきと決めてやっていくものではないと思っていますし、札幌の特徴としてこうなのだと言い切っていくのは違うと私は思っています。

ですから、今いただいた各種のご意見を参考にさらにブラッシュアップするのと、ガイドラインをつくっていく中で、ビスタ景観、街並みの景観は、札幌市内の街並みは全てこうあるべきということはある得ないと思うので、都心部とか、都心まちづくり推進室でうたっているはぐくみの軸とか、にぎわいの軸とか、特徴ある軸線上ではこういうことを考えていきたいと思いますというようなガイドラインにつながっていけばいいのかなと考えています。

○石塚副会長 今回の見直しの中で、夜間景観や冬の景観という、今までの景観行政の中では取り扱いづらいものではあるけれども、今後の札幌のブランディングを考えたときに、札幌の持っている個性を視覚的に発揮する上では重要なテーマに一步踏み込んだというところは大変期待していました。ただ、意識啓発と景観阻害要因を除去するだけで、あとはガイドラインでちょっと匂わせるみたいな施策であれば、ちょっと物足りないという感じがいたします。

あるべきまちの姿を規制という枠組みの中で実現するのではなくて、特に夜間景観や冬の景観というのはまさに価値創造の分野になるわけですから、個別建築物の規制誘導という景観形成基準をどうするかという議論にあまりなじまないところがあるのだと私は思っ

ています。

そういう点で、今回、誘導の方向性として八つの事柄に触れられていて、その中に価値創造的な要素も含まれていると思うのですが、その実現を想定させる施策というものがこれまでの枠組みにとどまっているので、本当にこれで実現できるのだろうかということを懸念しています。誘導の方向性と施策を大きな矢印で結ぶのではなく、個別に1対1で結びつけてみると、どこに欠けている点があるのかということがもっと明瞭になってくると思います。

そういう点で、ガイドラインに期待するところが大きいのかなという印象を持つのですが、ガイドラインというのは、実効性をどう担保するかという枠組みもなしに、単に文章で書いただけで、あとはみなさんでよろしくやってくださいということでは効果を発揮しないものだと思うので、ガイドラインをどうしたら実効性あるものにできるのかという検討をぜひ進めていただければと思います。

ガイドラインを景観形成基準に準ずる景観ルールとして機能させるのは難しいと思っています。そうではなくて、実現性を高めるためには、ガイドラインをベースにしながら、それを実践するムーブメントをどうやってまちの中につくっていくかということに尽きると思っています。そのムーブメントを地域と連携してしっかりつくれば、先ほどから議論になっている「営みとしての明かり」の表現にも結びついてくる部分があると思います。

都心で言えば、現在、エリアマネジメント団体が幾つか立ち上がっていろいろな活動をされていますし、今後、それらを共通のプラットフォームにまとめていくという動きもあると思います。そういう動きと連携しながらガイドラインをどう機能するものにしていくのかということをご検討いただければと思います。

○小澤会長 貴重なご意見をありがとうございます。

今、議論が非常に深いところに入っていると思います。

まだご意見のある方がいらっしゃるかもしれませんが、時間がやや押ししておりますので、よろしければ、一旦、広告のほうに話題を移しまして、それが終わってから夜間景観も含めてコメントをいただきたいと思います。

それでは、広告について説明をお願いいたします。

○事務局（景観係長） 屋外広告物の取組についてご説明させていただきます。

5-01をご覧ください。

こちらは、第1回審議会でご提示した内容のおさらいになりますけれども、広告物のデザインコントロール、デジタルサイネージの誘導について今回の改定で検討していきたいと考えたところです。

5-02は、現行計画の屋外広告物に関する記載です。

景観法の規定で、屋外広告物に関する事項は必要に応じて景観計画に定めることができるとされておりまして、現計画においては、本市屋外広告物条例に基づき必要な規制をしていく旨を記載しているところでございます。

なお、屋外広告物条例に基づく許可、規制と景観計画条例に基づく届出協議の関係性が少し複雑になりますので、5-03から5-06にお示ししています。

制度につきましては、全市と景観計画重点区域に、広告ですと景観保全型広告整備地区という名前になりますが、大きく二つに分かれております。景観条例上、屋外広告物の掲出について届出を求めているのは景観計画重点区域のみとなっております。それ以外の区域につきましては、建築物の届出のときに掲出予定の広告物を含めて誘導しているところ

です。景観計画重点区域については、屋外広告物の掲出を届出対象としておりますが、より強制力のある屋外広告物条例の許可申請をもって届出があったこととする旨を規定していますので、実際は届出不要となっております。

景観計画重点区域のうち、大通地区につきましては、屋外広告物条例に基づく基準のほうにはない色彩に関する景観形成基準がありますので、この景観形成基準への適合を担保するため、景観の届出の後、景観部局で発行している審査結果通知書を屋外広告物許可申請の必要書類とすることで、屋外広告物担当と連携して取り組んでいるところでございます。

なお、窓の内側から外に向けて表示される広告についてですけれども、屋内で表示、管理される広告物については、景観条例上も届出の対象となる広告物ではないので、重点区域においても建築物の届出の中で誘導しているところ

です。

5-04をご覧ください。こちらが全市の取扱いになりまして、屋外広告物条例に関しては、市内を市街化区域のほとんどが該当する第1種地域、主に市街化調整区域が該当する第2種地域、支笏洞爺国立公園の区域内にある市街化区域、定山溪の温泉の周辺になりますが、こちらを第3種地域と区分しまして、表示、高さや面積を制限しているところ

です。景観条例においては、重点区域以外の区域は広告物を届出の対象としておりませんので、建築物の届出の中で誘導しているところ

です。

5-05と5-06は重点区域の取扱いについて細かく示したものでございます。まず、5-05ですが、大通地区については、屋外広告物条例に基づく景観保全型広告整備地区と景観条例に基づく景観計画重点区域に指定しておりまして、景観保全型広告整備地区は昨年度に指定したものですけれども、景観側の基準に古くから形態に関する内容がありましたので、屋外広告物許可基準は景観側の基準と同じか、それよりも厳しい形態の規制という形で基準化されております。例えば、屋上広告物は認めない、壁面広告は、中層以上の場所については施設名称などをチャンネル文字、いわゆる箱文字のようなものをイメージしていただけたらと思うのですけれども、こちらで表示するものに限るなどとなっております。

色については、景観側のみに基準がございます。表示の赤部分ですが、先ほどご説明したとおり、広告の許可申請に当たっては景観側の協議を要するとなっております。

続いて、5-06をご覧ください。

大通地区以外の景観保全型広告整備地区、景観計画重点区域の取扱いです。

屋外広告物条例の許可基準に関しては、位置や大きさに関する数量制限となっております。景観側の基準は、窓の内側に広告を掲出しないように誘導する内容がございますけれども、こちらも建築物の届出協議の中で誘導しております。

次に、5-07ですが、今後、屋外広告物の誘導を行っていく場合の課題として考えているところです。5-07から5-09で大きく三つ挙げております。

まず一つ目ですが、全市的に目立つことに主眼を置いたもの、主張が強いものが増加しております。その意図を尊重しながらも配慮を求めるとことが望まれると考えております。全市的にも一定の数量制限がされており、表現の自由も尊重しなくては行けないのですが、一方で周囲の調和への配慮についても働きかけをしていく必要があると考えています。

5-08ですが、二つ目は窓の内側から表示される広告についてです。

屋外広告物条例の適用外で景観条例上も建築物の届出協議の際に誘導する形になりますが、ガラスの内側に直接貼り付けるのではなく、窓面から少し離して外に表示するものも増えていて、配慮事例の提示や、協議のよりどころとなる考え方について整理、周知していく必要があるのではないかと考えております。

5-09ですが、三つ目は先ほどもお話がありましたデジタルサイネージです。

デジタルサイネージは、一つの表示面で多くの情報提供が可能であって、入替え、更新が容易であるなどの利点がありますが、動きがあるので人の目を引きやすく、設置場所によっては配慮が必要だと考えており、近年、特にサイネージが増えてきた都心などについて、場所の特徴に応じた扱いとか、誘導の方向を検討する必要があるのではないかと考えています。

5-10は、これらの課題について、取組の方向性を検討した図になります。

課題の①と②については、一律に同じ基準を設けるという手法に少なじまないと考えておまして、どのような視点で考えたらいいいのか、事例などを用いて発信するガイドラインを設けることや褒める仕組みをつくり、掲出する方のモチベーションを高めていきたいと考えております。

課題の三つ目のサイネージにつきましては、まずは都心部の検討を優先させていただきたいと思っております。景観保全型広告整備地区内のデジタルサイネージの基準を検討したいと考えております。

次に、5-11ですが、11から13はそれぞれの取組の主な内容と他市の事例です。

5-11に示しているガイドラインは、協議の参考として活用することや考え方の周知を目的として、考え方や事例などをまとめることを想定しております。

このページと参考資料にも掲載しておりますけれども、熊本市のガイドラインでは、市民アンケートの結果などを基にメッセージの受け手の意見を示すことでより好ましいデザ

インの在り方の検討を促す内容となっております。先ほど、実効性の話が出ましたけれども、広告については、市民の受け取り方の視点、考えをお示しすることによって、事業者の考えをそちらに寄せていくという点で有効かと考えております。

5-12ですが、褒める仕組みとしては、表彰制度も考えられると思っております。

今、表示しているのは福岡市の事例ですけれども、部門を設けた表彰制度や、その作品を紹介する取組を行っておりまして、このような取組などでよりよいものをつくった場合、評価や周知される、そういうことができる、よりよいものをつくっていこうというモチベーションのアップにつながるのではないかと、このようなことも考えていければと思っております。

5-13のデジタルサイネージの基準につきましては、点滅時間や点滅速度といった目安を設定することになるかと考えていますが、5-13と参考資料の40ページで、さいたま市や名古屋市というサイネージ基準がつけられている都市がありますので、そういったところを参考に検討したいと考えております。

参考資料の24以降が広告に関する参考資料になりまして、全市的な取扱いについては、本編資料の5-4から5-6に記載しておりますが、屋外広告物条例で定める掲出を禁止している区域や物件については、参考資料に記載させていただいています。また、窓の内側の広告や主張の強い広告についての写真を参考資料の30から36に、他市の事例を37以降に記載させていただいております。

以上が5の広告のご説明です。

続きまして、6の色のご説明に移ります。

6-01は、第1回審議会でお示した事項のおさらいになりますが、景観色70色は普及啓発の効果がとても高いのですけれども、誘導基準で考えた場合に、もう少しレベルアップさせるといいですか、よりよくすることができると考えております。

6-02をご覧ください。

現行の景観計画の色彩に関する記載についてご説明いたします。

中段の別表1が景観形成基準になりますけれども、建築物や工作物の色彩については周囲の街並みと調和するように配慮するとしつつ、具体的には別表3に定める色彩景観基準によるとしております。

6-03は、全市ではなくて大通地区、そのほか景観計画重点区域の色彩に関する基準をまとめたものですが、色彩は別表3に準じて行くと記載しております。

別表3がどのようなものかということを6-04に記載しております。

(1) 建築物と工作物の外観の基調となる色彩の範囲は、札幌の景観色70色とその近似色とするとし、それ以降に、周辺との調和のほか、考え方をお示ししております。また、その運用指針として、各色の全体に対する使用面積の目安などをお示ししております。

6-05をご覧ください。

札幌の景観色70色とは、大規模建築物の色彩分析とイメージ調査などから選定された

色で、オリジナルの色名がつけられております。また、色彩の範囲を示す限界色票というものがあるのですけれども、この70色を18のグループに分けて、グループごとに色相、明度、彩度の許容範囲の幅を示したもので、この考え方は本市独自のものです。

6-06をご覧ください。

他市と比較した特徴になりますが、例として、今回、仙台市の内容を記載してはいますが、下の特徴のところにあるとおり、他市では色相ごとに使用可能な明度、彩度を定めているところが多いのですけれども、本市では、少し青みに振れた特定の色とその周囲の色の使用を促す形になっております。

続きまして、6-07ですが、もともと札幌の景観色は大規模建築物の色彩誘導のためにつくったものですが、普及啓発の素材としても活用してはおりまして、例えば、この審議会の資料も基本的には景観色で作成してはおります。こちらは一例ですが、民間でも景観色をつくったグッズを作成したいというご要望がございまして、自由に使用してはいただいております。

以上が景観色の運用に関する現状ですが、これを景観計画の改定を機会によりよくしていこうと考えているところです。

6-08をご覧ください。

まず、今回、大規模建築物の誘導に当たって、全市基準だけではなくてゾーン設定をして誘導していこうという方向ですが、その設定を踏まえて、色彩についても基準を整理していければと考えてはおります。

考えられる方向を右下に記載してはおりますが、例えば、ゾーン①では、スタイリッシュな高層オフィスなどが多い状況を踏まえた内容に、ゾーン②では、住宅と商業が混在する快適さとか温かさというイメージがあると思うので、そのようなものを踏まえた内容に、ゾーン③では、背景となる山の木の幹の色であったり、緑との調和を踏まえて、平地とは少し別の色彩環境になると思いますので、そのようなものを踏まえて少し差をつけられたらと考えてはおります。

次に、6-09です。

各色の使用割合の誘導基準についても、高彩度色や寒色の使い方について整理しました。資料は、6-09、6-10になります。

6-09の左下の図なのですが、各色の使用面積の目安を記載したのですが、どの列についても上から四つ目までが80%程度使える色になります。

これを少し整理したいということで、6-10をご覧ください。

左下の図は、70色を色相と彩度を軸に取って並べたもので、赤い点線が80%程度使用可能なD行のラインになってはおります。黒色の点線で囲っている緑系や青色については、彩度が4とかなり鮮やかな色ですが、80%程度使用できます。そして、周辺の色々の状況にもよりますが、建物の外壁の色としては一般的ではないと考えられるので、少し使用箇所の限定などを整理していくことが考えられると思っております。

6-11は、運用上の少し細かいお話になってしまいますが、とある色とその周囲の色を使用する取扱いになりますので、グループとグループの間の色がたとえ落ち着いた色だったとしても使用できない運用となっております、これは特徴といえど特徴なのですけれども、事業者の方にとって少し分かりづらいところもあるので、これを機に取扱いを少し整理すること考えております。

また、この基準ができた平成16年から20年程度が経過しており、当時と建てられる建築物の形状も少し変わってきたと思われるので、これらの形状に応じた配慮の違いについてもゾーン別の考え方と併せて整理していきたいと考えております。

最後に、誘導の方向性ですが、景観色70色と基本的な考え方は札幌の特徴的な取組だと考えておりますので、それを生かして、限界色表や運用指針について、ただいまご説明した内容について整理いたしまして、引き続き建築物の誘導に活用していきたいと考えております。

また、70色そのものについては、引き続き啓発素材として活用していきたいと考えております。基準については、景観計画の改定に併せて運用を開始したいと思っておりますので、来年度に内容を検討していく見込みです。

ご説明は以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○小澤会長 ただいま広告と色彩の2項目についてご説明いただきましたけれども、委員の皆様からご質問、ご意見等をいただきたいと思ひます。

○窪田委員 色についてですが、資料では6-04です。

現行の基準の中で、低層部はちょっと濃い目の色を入れながら上は薄めの色で周辺になじませるということをこれまでやられてきていると思ひます。それですごくいい色彩になっている事例もあると思ひのですが、例えば、のっぺりとした壁面にただ色分けして塗られて、それが本当に景観的にいいほうに誘導されているのかという事例もあると感じていひます。

それは、色だけではなくて、ファサードのデザインだったり、それによる陰影が出ていたり、素材の質感というものが色の見え方、全体の見え方としてすごく大事なのではないかと感じていひます。

ですから、今回の改定の機会に、現状で誘導されてきたものがどうなっているかということも見てみるといいのかなと感じていひました。もしそういう枠があれば検討いただけたらと思ひます。

○事務局（景観係長） 立面的に見て、少しランダムに色を配置している建物が増えてきているということでしょうか。

○窪田委員 ランダムに塗っているわけではなくて、下は濃い茶色で上はベージュの薄い色など、設計主は誘導基準を参考にしながら望ましいものとしてデザインしているのかもしれないが、面的なのっぺり感のせいなのか、微かな配色のせいなのか、果たしていい色彩になっているのか、低層は濃い色で上は薄く、ただそういうふうによっただけというも

のもあるのではないかと感じています。

○事務局（景観係長） 失礼しました。

基準があることによって、それを守ってはいるのだけれども、最終的に見えるものとしてどうなのかというものも出てきているのではないかとということです。

○窪田委員 全体のデザインとして、守っているからいいみたいになっているものもあるのではないかと気がしています。

○事務局（景観係長） 基準の中に落とし込む範囲と、事例といいますか、こういう場合はこうだよという考え方について、いろいろな側面で提示していく必要性はあると思うので、基準の中だけではなくて、それを周知するための解説本も今回更新することになると思うのですが、現状どのようなものがあるかということを探るとともに、それをどのようにしていけばいいのかというところは、今後検討を深めていきたいと思います。ありがとうございます。

○松本委員 松本です。資料の作成と説明をありがとうございます。

今の色の話ですけれども、私たちもいつも非常に苦慮しているところです。

今、窪田委員の話にもあったとおり、色だけである程度対応していけばいいという形になりがちな部分があるのです。昨今の状況ですが、建築工事のコストが非常に上がっているという問題があって、素材として使えるものがかかなり限定されてしまっています。特に大きい建築物になればコストがかかなり跳ね上がってくるものですから、どうしても塗装しか使えないというケースが結構出てきています。

最近できている建物をまち中に見ていて、言い方は悪いですが、安普請になっている感じがあります。その中で、色だけとなってくると、なかなか難しいです。最終的に景観としていいのかというところがあると思うので、私たちも考えていかなければいけないと思うのですが、アクセントカラーの使い方に関して、少し柔軟にといいいますか、相談もさせていただけるような事例や、こういう形であればというところを今後つくっていただきたいという希望があります。

○小澤会長 ご意見をありがとうございます。

今の松本委員のご意見に対して何かございますでしょうか。

○事務局（景観係長） 委員がおっしゃるとおり、昨今、コストが高くなってきて、その結果、外装についても使えるものがかかなり狭まっているという現状は承知しておりますが、事業者の皆様はそれぞれいろいろな工夫をしたいというお気持ちがあると思うので、そういったところを生かしていけるように、それらの考えに寄り添っていけるようにしつつ、アクセントカラーとか、素材も最近はいろいろなものが出てきています。木っぽいけれども、違う素材というものも出てきているので、それらをどのように考えていったらいいのかということも踏まえて検討していきたいと思います。

どのようにしたらいいのかについては、いろいろなアイデアをいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○松本委員 よろしくお願いたします。

○小澤会長 色だけではなくて素材的なものも重要だという松本委員の話は、全くそのとおりだと思います。恐らく、アドバイス部会にかかるようなものは色だけではなくて素材も含めたトータルで、先ほど窪田委員からご指摘いただいた陰影も含めて議論をして、判断して、アドバイスをすることができるのですが、恐らく、そこにかかってこないような小規模のものがたくさんありますので、それをどう誘導できるかということはずごく大事だと思います。

今、どういう事例があるのか、何が問題になっているのかをお示しいただきながら検討していくことが重要かと思いました。私も小さな建物は全部見切れていないところもございます。

ほかにいかがでしょうか。

○森(朋)委員 先ほどの夜間、広告、色彩で質問させていただきます。

まず、夜間のところですか。

前提としては、この三つを進めていただくことにとっても期待しておりますので、ぜひお願いしたいと思います。その上で申し上げます。

4-07の見通し夜景です。三つの類型があったと思うのですが、一つ抜けているのではないかと思うのは、ランドマークとなる建築物です。参考資料にも星をつけて視点がある景観ということで示されていますが、そこは大事だと思うのです。そのときに、裏側の後背地の景観が、見通し夜景だけでいってしまうと抜け落ちる危惧があるので、そこは意識的に入れていただきたいということです。

二つ目は、広告のところですか。

これは必要な議論だと思って期待しているのですが、イベント時もこういう基準の中で、例えば、大通公園、夜間のイルミネーション、いろいろなイベントがあり、広告も出される、デジタルサイネージ的なものは今年の夏もあったと思いますので、そういうところをどう捉えるのかというところを伺います。

それから、車体利用広告デザインの件ですか。

私は屋外広告物委員でもあるのですが、何年か前に市電のラッピングカーの議論が出ました。それらについて景観計画でどのように考えていけるのか。また、最近トラックに電飾の広告が載っている宣伝カーが非常に目についていますが、そのあたりを踏まえて、広告や夜間を含めてどう考えているのか、お伺いしたいと思います。

あとは、全体的に調査が必要とか、建築計画と違って景観計画でできるのは、1件だけの個別でやるのではなくて、それが複数と重なったときにどういうふうに美しくできるかといういい機会でもあると思うので、プレ・アドバイスでの議論を踏まえて、前回、石塚委員がおっしゃった、眺望に対しどの程度の誘導ができているのか、夜間であってもどんな照明の議論があつて反映できているのか、素材の話もありましたけれども、色についてはどうなのか。まずはそのレビューがあつて、広く浅くやる部分と深くやる部分の二つ

があると思うのですけれども、プレ・アドバイス部会で指針となるものが必要だと思うのです。行く行くはそこに落とし込んでいけるような方向で進めていただければという期待を持っております。

○小澤会長 多岐にわたるご意見、確認事項をいただきましたけれども、事務局からお答えできる範囲でお願いします。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 夜間のご質問についてですが、ランドマークのライトアップという、通りからの見え方に特化した書き方になってしまうところがありますけれども、各方位から見られる建物になりますので、裏側などの景観にも意識した書き方を検討していきたいと思っております。

○事務局（景観係長） 広告物と色について回答いたします。

まず、イベントなどの短い期間で行われる催し物については、大通公園といった広告物の届出対象についても、届出が不要になる場合があります。

ですから、今のところ、その内容を把握する運用ではないのですが、何をしてもいいとは考えていないので、ご意見を課題として受け止め、その後の方向性について考えさせていただけたらと思っています。

車についてですが、景観のところからは外れて屋外広告物の所管になりますが、例えば、市電など市有の乗り物については、計画や基準は別に少しお話できる機会を持っていないかなど、働きかけていくことは考えられますので、宿題として考えていければと思っています。

色については、現状を把握した上で、どのように効果が出ているのかをしっかりと把握して、その後に活かしていかななくてはならないというご意見かと思っておりますので、プレ・アドバイスのことと、そのほかの民間の建物についてどのように変わったのかを踏まえた上で、今後の色彩等の検討に進めていきたいと思っております。

○小澤会長 森（朋）委員は、前にアドバイス部会の委員もしていただきまして、どういふふうにご誘導していくとかアドバイスしていくというのは非常にご苦労いただいた面がございます。

今まで、こういう誘導をして、アドバイスして、こういう成果が出た、あるいは、こういうものは出なかったということは、委員が替わっていても分かりやすく共有できるものがあると思います。

委員が替わるごとでアドバイスの立場とか姿勢が変わると、委員としても非常に難しくなりますので、そこは資料としてしっかりまとめて共有いただくような仕組みが必要ではないかと思われました。

○笠間委員 1点、事務局の回答にずれがあったのではないかと考えています。

森（朋）委員がおっしゃったのは、ランドマークのライトアップの背後とか周囲にある建物は逆に落ち着いた内容にしないと、せっかくのランドマークが生きてこないという趣旨ですか。

○森（朋）委員 それよりは、例えば、テレビ塔がよくライトアップされていますが、その裏は高さの制限がない現状です。夜景だとしても、平常時の計画論に転換しないといけないという立場でありまして、その議論につながるように、抜けてはいけないよという意味合いでした。

○笠間委員 では、ランドマークを引き立てるためには、周囲には特別の配慮が求められるだろうということですね。

事務局の回答がずれていた気がしたので、確認でした。すみません。

○事務局（景観まちづくり担当係長） ランドマークの周囲の建物の配慮事項ということですね。

見通し夜景についての記載としてはランドマークを際立たせるという表記になるのですが、ランドマークや、景観の資源などへの周囲の照明計画の配慮も大事なポイントになると思いますので、ガイドラインで示すことなどが出来ないか検討していきたいと思います。

○森（朋）委員 夜景はもちろん重要なのですけれども、何かやっていくのだという取組としてオブラートに包んで夜間の景観計画から入っているところもあると思います。

中島公園から藻岩山が見える軸は、夜景ではないですけれども、視点場と視対象という関係をこれからやっていくためには、仕組みとしての整備が必要だよねというスタンスからの発言でした。よろしくお願いします。

○事務局（地域計画課長） 夜間景観から入ったけれども、そもそもの景観上の課題というふうに捉えさせていただきます。

○小澤会長 ほかにいかがでしょうか。

○千葉委員 特に広告に関して、最初の申請はチェックできるのですが、その後の運用について、広告に関しては問題かと思っております。以前からお話しさせていただいたのですけれども、実際にできたものに対して、ハードだったりソフトだったりを誘導、指導していけるのかどうか問題かと思っております。

先ほど、石塚委員も、これをつくったことに対してどう運用していくかという実効性が重要だとおっしゃっていましたが、まさにソフトに関しての広告はそこがポイントだと思うのです。課長は、指導的な立場ではなくてお示しだとおっしゃっていたのですけれども、それではいつまでたっても変わってこないと思いました。

できれば、指導する立場の方がどなたなのか、誘導していく立場の方がどなたなのか、立場、動き方、指導の仕方をもう少し強く示していかないと、改善は難しいですし、施主ありきになっていくような気がします。

経済誘導型になってきますと、今、参考資料に出ているような看板が札幌市内でとても多く目についていて、抽象的なことでは誘導できない内容になっています。

ただ、これは市民アンケートで実際に数値化されていますが、アジア人と外国人を使ったものと芸能人を使ったものでははっきり数字が違っていて、どうしてなのかということも分析されています。そういった心に訴えていくことを数値化するのは難しいのですけれ

ども、オブラートに包んでいるだけでは景観は変えていけないので、どう誘導していくかということを検討していただければと思います。

○事務局（地域計画課長） 今のご意見は、特に広告物のことに関してということでしょうか。

○千葉委員 はい。

○事務局（景観係長） 特に広告物については、規制することがなかなか難しいところがあるのは委員もご承知だと思います。そこには、広告主の表現の自由を尊重しなければいけない部分もあるのです。どのようなものを出せば消費者につながるのかというのは、施主とその方との間で成立するかどうかというところで作られていると思うので、規制し過ぎてしまうと、その自由を奪うことになってしまうことから、少し慎重に考えていく必要があると思っております。

ただ、だからいいではないかとは考えていなくて、どの辺までだったら広告主に有効なのか、どのようにできるのかという考えを示すときに、例えばプレ・アドのときにも、公開とか、市民の目により触れるようにして伝わるようにしたらいいのではないかというお話も出たような気がします。

委員から、研究結果のお話をいただいたと思うのですがけれども、市民、受け手がどう思っているのかということ調べてお示しすることによって、これだとあまり印象が良くないという形で誘導していくということかと思えます。それは、市から指摘するより有効な形だと思うので、そのようなかたちでうまく進めていければと考えております。

引き続き委員の皆様にもご協力いただければと思いますのでよろしくお願いします。

○小澤会長 恐らく、景観計画に全部書かなくても、どういうふうにしていくのかというあたりは議論していく必要があると思えます。どなたが役割を背負うのかというお話もあったと思えますので、そこはぜひご検討いただけたらと思えます。

○事務局（地域計画課長） 計画に盛り込むこととは別に課題をしっかりと受け止めて、内部でしっかり議論するということはやっていきたいと思えます。

○小澤会長 ほかにいかがでしょうか。

○江田委員 私も千葉委員の意見とほとんど同じですけれども、確認させていただきたいことがあります。

これから内部で話し合っていくということだったのですが、これまで札幌市の内部でこれについてどう取り組んでいくという動きがあったのかどうか、もしあったのなら、どこの部局が責任を持って話が進んでる状況なのかを伺いたいです。

もう一つは、色彩の6-12に場所による見え方の違いという写真がありますが、私はずっと気になっていたことがあります。

山の景観といいますか、大規模建築等の誘導は出てくるのですが、まちから山を見た場合の景観が出てこないのです。山に建物をつくっていくと、高いところに人工物ができていって、GX関連で言うと、札幌市はありませんけれども、地方に行くと大きな風車が乱

立していたりということがここでもあり得なくはないです。

これはどこのくくりになるか分かりませんが、地形・自然の景観の特徴を生かしていくというところで、大規模建築ではないのですが、山の上にどんどんつくられていくのをどのように考えているのか、それとも、計画の中に入っていないのかということをお伺いできればと思います。

○事務局（景観係長） まず、広告物に関して、内部でどのような形になっているのか、動きになっているのかということところです。

広告物に関しましては、所管が屋外広告物の許可を出す部局、屋外広告物条例を所管している部局と、こちらの景観の部局の二つに分かれますが、ガイドラインやデザイン的な誘導は景観の部局が行うことになっております。ただ、全く別々に動いているわけではなくて、先ほどお話しした景観計画重点区域の届出の話もそうですし、サイネージについてもそうですが、連携して進めていければと思っております。

例えば、サイネージについては、屋外広告物の所管部局と一緒にどのようなものがいいかというものをつくっていったら、最後に許可するときの基準として運用していくことを現段階では想定しています。

それぞれの所管の部分はありながらも、動きとしては市全体で連携していきたいと考えています。

次の山のお話ですけれども、これは立地ということでしょうか。

現段階の景観で行っていかようとしているのは、立地できる、できないではなく、立地されたものを景観上どのように配慮していくか、例えば、街なかと山で中身を少し変えていくというゾーンの考え方をしていこうと思っております。そこに大きなものを建ててはいけないということについては、市街化調整区域だから、であったり、別の法律に基づいて、山のところには建ててはいけないといった規制があれば、それはまた別の部局が所管するところになろうかと思えます。

例えば、山のところに大きなものが建つのをよろしくないというご意見があったということをお伝えするのは可能だと思いますが、ご意見の趣旨は、札幌の山側のところに、山の背を超えるような大きな工作物が建つのはあまりよろしくないというご意見ですね。

○江田委員 はい。

○事務局（景観係長） 伝え先を把握していないことから、少し探してみたいと思います。

○小澤会長 申し訳ございません。ちょっと時間が押しているので、若干延長させていただきたいのですけれども、もし所用のある方はご退室ください。

若干延長して続けさせていただきます。

今のご意見は、景観に関してご意見を言って何らかの改善を求めていくという働きかけをするのは景観の部隊だと思いますので、そこはぜひ積極的にしていただきたいと思えますし、どういった条例の立てつけが必要かということも議論していくべきかと思っております。ぜひ積極的にお願ひしたいと思っております。

それでは、異委員、何かございましたらお願いします。

○異委員 夜間景観について思ったのは、先ほど多様性という言葉が出ていましたが、夜間景観について書いてあるのは全て全体像ではないかと思ったのです。

見通し夜景のところ、歩いて楽しい夜間景観の形成につながるという文言があるのですけれども、そこに注目すると、個々の夜間のライトアップについて紹介していくことが目的ならばそれを取り上げてもいいと思いましたが、個々のライトアップが全体につながっていくということになると思うので、全体として、明りをどんどん上げていくとか、この色にしていくとか、そういう方向性ばかりではなくて、一つ一つのライトアップについても取り上げて、例えば時計台もライトアップをしていますし、札幌の夜間のまちを歩くときにこの場所はこんなふうにはライトアップをしていますということが示されると、観光にもつながりますし、全体の夜間の景観につながっていくと思います。個々をもう少し取り上げてもいいと思いました。

もう一つは、色彩についてです。

私は色彩について勉強をしまして、景観色の折り紙を持っているのですけれども、一つ一つの色の意味合いがすごく深くて、すごく好きです。今回の資料にも景観色を使った資料ですと紹介があって、すごくいいなと思いました。

ですから、景観色を使っていますということを注釈に入れてもらえると、アピールになるし、もっとほかのものにも取り入れてもらいたいし、市でつくるものに取り入れて使っていますとアピールしてほしいです。市民の人にもっと広報してもらいたいと思っています。

最後に、景観審議会は強く言えない立場にあるということはここで何度も話になっていますが、先ほど会長から積極的にというお言葉がありました。札幌市に景観審議会があるのだから、あるということをもっとアピールしていいと思いますし、我々は景観についてよりよくしていきたいと強く思ってここにいるので、例えば、広告であっても、この案件について景観審議会はよくないと思っているという意志をもっと強く伝えてもいいと思います。ガイドラインがどうのとか、規制がかけられないとかはもう分かったのですけれども、よりよい景観のために、景観審議会ではこれはよくないと思いますよ、これは景観審議会の意見に反しますよということを強く積極的にアピールして行ってほしいと願います。

○小澤会長 異委員、力強いご意見をありがとうございました。

今おっしゃっていただいたというのが審議会に市民委員が来ていただいている意義だと思いますので、今のご意見は、非常に強く、しっかりと受け止めていただきたいと思います。

それを踏まえまして、今のご意見に対してコメント等がございましたらお願いします。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 夜間景観の部分についてはすけれども、個々の建築物のライトアップについてもとても重要と考えております。ライトアップの手法など具体的な内容については、基準の解説や、ガイドラインの中で示していきたいと考えており

ます。

また、ライトアップをしている魅力的な建物などについては、景観の種という取組の中で景観資源として紹介させていただくなど、沢山の方々を知っていただけるような取組を検討していきたいと考えております。

○事務局（景観係長） 続いて、二つ目の色についてです。

景観色の取組を好ましく思っていて、ありがとうございます。

やっていることはしっかりとPRしていくべきというお話かと思っておりますので、今後、資料に限らず、いろいろなところに景観色を使ったりしているのですけれども、そのようなときにはしっかりと分かるようにPRして行って、よりいろいろな取組をしているということが分かってもらえるようにしていけたらと思っております。

また、最後のお言葉でございますけれども、日々、毎回、いろいろなご意見をいただいでいて、よりよくするためにはどうしたらいいのかという皆様のご意見は重々承知しているところです。そのようなお考えや思うところを発信していただいで、我々もそれを受け止めた上で施策なり取組に取り入れていけるように頑張っていきたいと思っております。

ぜひとも、そのようなご意見をまた次もいただければと思います。

○事務局（地域計画課長） 三つのご意見は、それぞれとてもありがたいです。

特に最後につきましては、審議会として好ましくないと思っていることをしっかりと伝えるということは、我々としてもそうあるべきだと思います。直接、関係する部署に伝えるというのも当然なのですけれども、市民全般に対して、おっしゃったように、札幌市には景観審議会があつて、そこではこういう議論がなされていて、こういう考えを審議会としては出していますと、今はホームページに議事録ベースでということをやっていますけれども、それ以上に何かを発信していかなければいけないと、今ご意見をいただいで改めて思いましたので、そこをしっかりと念頭に置いて何らかの検討をしてまいりたいと思っております。

また、夜間景観の事例をもっとPRするなり、我々の計画の中でもっと事例を出していくというのは本当にありがたいご意見です。

例えば、今年も10月の末から11月頭にかけて中島公園で商工会議所が主催して、イチョウ並木や公園全体のライトアップをしています。それはコロナ前に始めたのですけれども、始めた後にすぐコロナになってしまってしばらく止めていましたが、今年に改めてそれが行われて、私も期間中に行きましたが、ものすごい人でした。本当に人であふれていて、みんなで「すごいね、すごいね」と言って写真を撮って、夜にもかかわらず、公園中が人だらけでした。

先ほど夜間景観のところでは言っていたイベント景観かもしれないですけれども、定山溪でやっているイベントや、中島公園でも冬にゆきあかりをやっていたり、そういう一つ一つの取組が、最初は単発のイベントっぽく見えますが、それが続くことで営みになって、札幌市の夜間の特徴になってということにつながっていくと思うので、そういう取組をし

っかりPRしていくことも大事かと思いました。

○小澤会長 予定の時間を過ぎているのですけれども、最後に副会長の石塚委員からコメントをいただきたいと思います。

○石塚副会長 時間が押しているのに時間を取って申し訳ないです。事務局の回答は知らないのです、一言だけ言わせてください。

今回、景観形成基準による誘導を補完する意味でガイドラインというものが多用されていると思います。屋外広告物についても、お話があったとおりに、一方的にラインを引いてこれは駄目よという規制をするのは難しい分野であるので、事業者に配慮を促すきっかけとしてのガイドラインという位置づけはいいと思うのですけれども、それが屋外広告物の許可手続の中にきちんと位置づけられていないと、結局、単なる読み物に終わってしまうということになると思います。

そういった点で、屋外広告物条例の「共通の基準」に景観について基礎的な部分が触れられているはずですが、その運用に当たって、景観側でつくったガイドラインによる配慮の状況を記載した書類を添付するように求めるとか、許可のフローの中にガイドラインが生きてくる場面をつくっていく必要があると思います。

事例であった熊本市の屋外広告物のガイドラインについても、ちゃんとフローの中にガイドラインがどこで機能するのかが触れられていると同時に、この所管は都市デザイン課というところがやっていて、屋外広告物の許可と景観行政と一体的に扱う部署が所管しているのうまく機能していると思うのです。札幌市の場合はそれをばらばらにやっているので、そこは手続的にきちんとした連携がデザインされていないと、結局は効果がないものになるのではないかという気がしています。

窓の内側からの表示はもっと厄介な案件で、屋外広告物にならないということですが、金沢市の屋外広告物条例で言うと、建築物の内部から窓ガラスを通して屋外に公衆に表示する広告を「特定屋内広告物」として屋外広告物条例の中に位置づけているのです。そして、一般の広告物と同等の扱いをすると明記してあります。

札幌市の景観保全型広告整備地区においては、それぐらい踏み込んで検討されるか、ただ、条例の改正は非常に厄介な手続であることは分かりますので、景観まちづくり団体でもある札幌駅前通協議会などと連携、協議して窓の内側からについてのルールを設定するとか、エリアマネジメント団体を巻き込んで何らかの担保性のある取組をしないと、せっかくの検討が意味のないものに終わってしまうと思います。これは、夜間景観もそうですし、次回に議論されるであろう冬の景観もそういう要素を含んでいると思いますので、そこら辺をしっかりとご検討いただければありがたいと思っています。

○小澤会長 ありがとうございます。

今いただいたご意見は、来月の審議会でも全体像の話が出てきますし、届出等という項目がありますけれども、最後のまとめのところは非常に重要なポイントになってくると思いますので、ぜひご検討をよろしくお願いいたします。

○笠間委員 すみません。関連するところで一言だけいいですか。

○小澤会長 お願いします。

○笠間委員 窓の内側だから屋外広告物ではないから手出しできないということで、金沢市の事例があることを初めて知りまして、心強いと思っています。

屋外広告物の本当の法律のほうを読んでいたら、あれは看板が飛んだりして公衆に危害を加えるから許可制でやるのだという法律だと思っていたら、目的の最初は風致の維持だとか景観の保全だと書いてあるのです。そう考えると、窓の内側だから屋外広告物ではないというのは法律として片落ちの状況だと思います。公衆の目に触れる以上は屋外広告物だという捉え方ができると思います。

所管している国土交通省都市局の公園緑地・景観課に問い合わせるなり、ほかの都市でどういう事例があるのか、次回に向けて聞いてみてほしいと思っています。

○田川委員 今、金沢市の事例が出てきたので他都市の事例ということで、例えば、先ほどの大きな黄色い顔つきのものが最近増えていますね。小樽市の場合は、市内全域で10平米を超える広告物は規制しているので、そういったものを設ければ、10平米を超えているものもかなりあるので、できるはずです。そういったところの抜け道をちゃんと知っていてああいうものをつくっているとも言えますので、決して手出しできないわけではないということを伝えしておきます。

○事務局（景観係長） その部分を整理したいと思いますが、各都市の中で屋外広告物条例の中に組み込んで、窓の内側から表示しているものについて取り扱っているところが何市かあります。そういったところは許可ではなくて、届出ということで、運用を分けているので、同じ条例の中に入れたところについても、温度差があるといいますか、取扱いは変えて運用しております。あとは、どのように運用していくか、実効性等をどう担保していくかというところについて、届出を出したから終わりみたいになってしまったり、この基準を守っているからいいでしょうという形になってしまうのは本来の目的ではないと思うので、どのようなやり方をしていくかについては、先ほどおっしゃっていただいた金沢市さんとか、ほかの取扱いも勉強させていただきながら考えていきたいと思っています。

○小澤会長 もう20分近く超過してしまいましたが、本日はこれで閉じてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○小澤会長 それでは、議論はまだまだ続きますし、来月も審議会がございますので、次回もどうぞよろしく願いいたします。本日は活発なご議論をどうもありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

4. 閉 会

○事務局（地域計画課長） 長時間にわたりご議論をいただき、ありがとうございます。

今日も改めていろいろな意見をいただきましたので、それ含めて次回の資料を整理しながら、引き続きご議論いただければと思います。

議事録につきましては、皆様に内容をご確認いただいた上でホームページに公開となります。また、委員の皆様にはデータを送付いたしますので、その辺のご確認をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次回の審議会は12月19日木曜日を予定しております。近くになりましたら改めてご案内いたします。

本日はどうもありがとうございました。

以 上

令和6年度第3回札幌市景観審議会 出席者

○札幌市景観審議会委員（12名出席）

池ノ上 真一 北海商科大学 教授
石塚 雅明 株式会社石塚計画デザイン事務所 顧問
江田 美保 市民
小澤 丈夫 北海道大学大学院工学研究院 教授
笠間 聡 国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所地域景観チーム 主任研究員
窪田 映子 歴史地域未来創造 株式会社やまチ 取締役・副代表
田川 正毅 東海大学国際文化学部地域創造学科 教授
巽 佳子 市民
千葉 淑子 公益社団法人日本サインデザイン協会北海道地区 会員
松本 純 一般社団法人北海道建築士会 まちづくり委員会 委員長
森 傑 北海道大学大学院工学研究院 教授
森 朋子 札幌市立大学デザイン学部 准教授

（五十音順）

○札幌市（4名出席）

まちづくり政策局都市計画部長	長谷川 豊
まちづくり政策局都市計画部地域計画課長	永井 雅規
まちづくり政策局都市計画部地域計画課景観係長	青木 うみ
まちづくり政策局都市計画部地域計画課景観まちづくり担当係長	伊藤 湖